



西宇和みかん

JAにしゅうわ

合併30周年記念定期貯金

30th Anniversary

夢ふくらむ みかん色
大きく実る JAにしゅうわ



金利年0.30%

(税引後0.23%)



対象：JAネットバンクを登録されている個人の方
預入期間：12ヶ月
お取り扱い期間：令和6年7月1日(月)～令和6年9月30日(月)
募集総額：3億円(募集総額に到達次第、終了いたします。)
その他

- JAネットバンクからのご契約に限ります。
- 金利は税引前であり、利息には20.315% (国税15.315%・地方税5%) の源泉分離課税がかかります。
- キャンペーン金利は初回満期日までとし、以降は継続日における店頭表示金利を適用します。
- 万一、中途解約される場合は当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- 本商品は貯金保険制度の対象商品です。※お一人様元本1,000万円までとその利息が保護されます。
- 諸事情によりお取り扱いを終了することがあります。
- 当JAのホームページからも商品概要説明書をご覧いただけます。

- お困りの際にはJAネットバンクヘルプデスクまでお問い合わせください。
- ◆フリーダイヤル：0120-058-098
- ◆お問い合わせ時間：平日9:00～21:00 土・日・祝日9:00～17:00

詳しくはお近くのJAにしゅうわ各店舗までお問い合わせください。

- | | | | | |
|------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| ■金融部
☎24-1118 | ■八幡浜支店
☎24-2222 | ■矢野崎出張所
☎22-2130 | ■神山出張所
☎22-3522 | ■日土出張所
☎26-1111 |
| | ■三瓶支店
☎33-1211 | ■保内支店
☎36-0111 | ■伊方支店
☎38-0311 | ■三崎出張所
☎54-1122 |

JAにしろわ合併30周年 記念定期貯金



1. 商品名

- ・スーパー定期貯金(単利)：愛称『合併30周年記念定期貯金』

2. ご利用いただける方

- ・個人JAネットバンクに登録されている個人の方

3. 期間

- ・12ヶ月

4. 預入方法

- (1) 預入方法 ・一括預入
- (2) 預入金額 ・お一人さまあたり30万円以上1,000万円未満
- (3) 預入単位 ・1円単位

5. 払戻方法

- ・満期日以後に一括して払い戻します。

6. 利息

(1) 適用金利

- ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。

(2) 利払頻度

- ・満期日以後に一括して支払います。

(3) 計算方法

- ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。

(4) 税金

- ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。

※令和19年12月31日までの適用となります。

(5) 金利情報の入手方法

- ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。

7. 手数料

8. 付加できる特約事項

- ・総合口座の担保に組み入れできます。
(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)
- ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。
- ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

9. 中途解約時の取扱い

- ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。

10. 貯金保険制度(公的制度)

・保護対象

当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等〔全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。〕と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

・苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA取扱い店舗および本店の下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

担当部署	電話番号
金融部 業務課	0894-24-1118

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情を受け付けております。

・紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。

愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

12. その他事項

- ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
- ・諸事情によりお取り扱いを終了することがあります。
- ・通帳のみの取扱いとなります。

令和6年7月1日現在

詳しくは窓口にお問い合わせください。

店舗名

.....

TEL

.....

担当者